

第二十二回国会  
衆議院  
地方行政委員会議録第八号

(一七五)

昭和三十一年五月十八日(水曜日)

午後一時四十七分開議

出席委員

委員長 大矢省三君

理事 安藤 覚君 理事 池田 清志君

理事 古井 喜實君 理事 鈴木 直人君

理事 前尾繁三郎君 理事 加賀田 進君

理事門司 亮君

唐澤 俊樹君 太崎 茂男君

渡海元三郎君 德田興吉郎君

丹羽 兵助君 長谷川四郎君

齋尾 弘吉君 山崎 嶽君

吉田 重延君 川村 繼義君

北山 愛郎君 五島 虎雄君

坂本 泰良君 中井徳次郎君

西村 彰一君 川島正次郎君

出席國務大臣 水田 寛一君

出席政府委員 組理府事務官(自 治厅財政部長) 後藤 博君

委員外の出席者 専門員 有松 昇君

五月十六日 入場譲与税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号) 同月十三日 地方財政再建に関する請願(床次徳二君紹介)(第五六三号) 同(床次徳二君紹介)(第五九三号) 同(唐澤俊樹君紹介)(第六二九号) 大規模償却資産に対する固定資産税課税改正に関する請願(野依秀市君紹介)(第五六四号)

クリーニング業に対する事業税軽減に関する請願(中村三之丞君紹介)(第五六五号)

(横井太郎君紹介)(第五九四号)

(第五六六号)

遊興飲食税法の一部改正に関する請

願(床次徳二君紹介)(第五六六号)

建築板金業に対する事業税撤廃に関する請願外三件(春日一幸君紹介)(第五六七号)

(横井太郎君紹介)(第五九四号)

(第五六九号)

の審査を本委員会に付託された。

(第五七〇号)

吉(第一四二号)

中小企业者に対する事業税軽減に関する陳情書(新潟県商工会議所連合会頭和田園吉外二名)(第一七〇号)

の十分の九に相当する額

を本委員会に送付された。

(第五七一号)

同(三輪壽壯君紹介)(第五六八号)

同(大矢省三君紹介)(第五六九号)

の審査を本委員会に付託された。

(第五七〇号)

の審査を本委員会に付託された。

(第五七一号)

の審査を本委員会に付託された。

(第五七二号)

の審査を本委員会に付託された。

(第五七三号)

の審査を本委員会に付託された。

(第五七四号)

の審査を本委員会に付託された。

(第五七五号)

の審査を本委員会に付託された。

(第五七六号)

の審査を本委員会に付託された。

(第五七七号)

の審査を本委員会に付託された。

(第五七八号)

の審査を本委員会に付託された。

(第五七九号)

の審査を本委員会に付託された。

(第五八〇号)

の審査を本委員会に付託された。

(第五八一号)

の審査を本委員会に付託された。

(第五八二号)

昭和三十一年五月十八日(水曜日)

午後一時四十七分開議

出席委員

委員長 大矢省三君

理事 安藤 覚君 理事 池田 清志君

理事 古井 喜實君 理事 鈴木 直人君

理事 前尾繁三郎君 理事 加賀田 進君

理事門司 亮君

唐澤 俊樹君 太崎 茂男君

渡海元三郎君 德田興吉郎君

丹羽 兵助君 長谷川四郎君

齋尾 弘吉君 山崎 嶽君

吉田 重延君 川村 繼義君

北山 愛郎君 五島 虎雄君

坂本 泰良君 中井徳次郎君

西村 彰一君 川島正次郎君

出席國務大臣 水田 寛一君

出席政府委員 組理府事務官(自 治厅財政部長) 後藤 博君

委員外の出席者 専門員 有松 昇君

五月十六日 入場譲与税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号) 同月十三日 地方財政再建に関する請願(床次徳二君紹介)(第五六三号) 同(床次徳二君紹介)(第五九三号) 同(唐澤俊樹君紹介)(第六二九号) 大規模償却資産に対する固定資産税課税改正に関する請願(野依秀市君紹介)(第五六四号)

助に與する陳情書(愛媛県町村会長得能久吉)(第一四一号)

個人事業税の基礎控除引上げに関する陳情書(八尾市議会議長谷口安吉)(第一四二号)

中小企業者に対する事業税軽減に関する陳情書(新潟県商工会議所連合会頭和田園吉外二名)(第一七〇号)

の十分の九に相当する額

昭和三十一年七月一日から九月までの間の収納にかかる入場税の収入額の十分の九に相当する額

見込額と同月において収納した入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収納にかかる入場税の収入額の十分の九に相当する額」とあるのは、「前年度三月における同月以後において収納すべき前年度の入場税の収入額の見込額と同月以後において収納した前年度の入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収納にかかる当該年度の入場税の収入額の十分の九に相当する額に加算し、又はこれから減額した額」と

読み替えるものとする。

○川島国務大臣 ただいま提案されました入場譲与税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明いたします。

入場譲与税法は、申し上げるまでもなく、昨年の第十九回国会において成立を見たものであります。この入場譲与税法によると、昭和三十年度におきましては、本年四月から来年二月までの間に収納した入場税の収入額すなわち十一カ月分の入場税の収入額の十分の九に相当する額を譲与することになつておるのであります。もし入場

税が地方税でありますならば、毎年四月から三月までの間に納入されたものは、そのままその年度の都道府県の歳入となるべきものであります。従つて府県の財政も窮屈でありますので、国が当該年度分の入場税として収入した額は、これをそのまま当該年度において入場譲与税として都道府県に譲与したいと考えたのであります。

このようないた意によりまして、入場譲与税の譲与の時期を七月、十月、一月及び三月に改め、七月、十月及び一月においてはそれぞれ前三ヶ月間に収納した入場税の収入額を、三月においては一月及び二月に収納した入場税の収入額に三月の収入額の見込額を加えたものをそれぞれ譲与することとし、三月の収入見込額と収入額との差額についての精算は次の譲与時期において行うものといたしたものであります。

次に、昭和三十年度に限り、入場税の収入額の全額を入場譲与税として譲与することとしたが、これも現下の地方財政の状況がことのほか逼迫しておることにかんがみてとられた特例措置であります。

以上今回の入場譲与税法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由及びその概略を御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重審議の上すみやかに本法律案の成立を見ますようお願いいたします。川島国務大臣。

○大矢委員長 次に地方財政計画について政府当局より説明を聴取いたしました。昭和三十年度に限り、入場譲与税法の一部を改正して三月分の入場税を繰り上げ譲与することとするとともに、昭和三十年度に限り、入場税の全額を入場譲与税として譲与すること、第三に昭和三十年度に限り、たゞこの専用益金から交付税及び譲与税特別会計へ三十億円を繰り入れ、たゞこの専用特別地方交付金として地方交付税交付金の総額に加えて交付すること、第四に地方税法の一部を改正して道府

県民税法人税割及び市町村民税法人税割の税率、軽油自動車にかかる自動車税の税率について調整を行う等の措置

を講ずること、第五に義務教育費團庫負担金制度の一部を改正して負担金の制限を受ける団体を地方交付税の不交付団体に限定すること、第六に地方財

政再建促進特別措置法を制定して、赤字地方團体に対しても再建整備計画の策定したこととし、利子補給を

見込額と同月において収納した入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収納にかかる入場税の収入額の十分の九に相当する額」とあるのは、「前年度三月における同月以後において収納すべき前年度の入場税の収入額の見込額と同月以後において収納した前年度の入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収納にかかる当該年度の入場税の収入額の十分の九に相当する額に加算し、又はこれから減額した額」と

読み替えるものとする。

○川島国務大臣 ただいま提案されました入場譲与税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明いたしました。

入場譲与税法は、申し上げるまでもなく、昨年の第十九回国会において成立を見たものであります。この入場譲与税法によると、昭和三十年度におきましては、本年四月から来年二月までの間に収納した入場税の収入額すなわち十一カ月分の入場税の収入額の十分の九に相当する額を譲与することになつておるのであります。もし入場

譲与税の譲与の時期を七月、十月、一月及び三月に改め、七月、十月及び一月においてはそれぞれ前三ヶ月間に収納した入場税の収入額を、三月においては一月及び二月に収納した入場税の収入額に三月の収入額の見込額を加えたものをそれぞれ譲与することとし、三月の収入見込額と収入額との差額についての精算は次の譲与時期において行うものといたしたものであります。

次に、昭和三十年度に限り、入場税の収入額の全額を入場譲与税として譲与することとしたが、これも現下の地方財政の状況がことのほか逼迫しておることにかんがみてとられた特例措置であります。

以上今回の入場譲与税法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由及びその概略を御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重審議の上すみやかに本法律案の成立を見ますようお願いいたします。川島国務大臣。

○大矢委員長 次に地方財政計画について政府当局より説明を聴取いたしました。昭和三十年度に限り、入場譲与税法の一部を改正して三月分の入場税を繰り上げ譲与することとするとともに、昭和三十年度に限り、入場

税の全額を入場譲与税として譲与すること、第三に昭和三十年度に限り、たゞこの専用益金から交付税及び譲与税特別会計へ三十億円を繰り入れ、たゞこの専用特別地方交付金として地方交付税交付金の総額に加えて交付すること、第四に地方税法の一部を改正して道府

県民税法人税割及び市町村民税法人税割の税率、軽油自動車にかかる自動車税の税率について調整を行う等の措置

を講ずること、第五に義務教育費團庫負担金制度の一部を改正して負担金の制限を受ける団体を地方交付税の不交付団体に限定すること、第六に地方財

政再建促進特別措置法を制定して、赤字地方團体に対しても再建整備計画の策定したこととし、利子補給を

の発行を認めることとし、利子補給を

行うこととするとともに、地方財政の素化を推進することとあります。その健全性の確保をはかるため、寄附金等の支出に対する制限を設ける等の特別

措置を講ずることと等の諸点

であります。なお、行政事務及び行政

機関の簡素合理化につきましても、一

村の合併を促進することとあります。

その第四は国の補助金等の整理合理化

によって地方負担を軽減することとあ

ります。その第五は地方道路譲与税の期

する事とあります。その第三は町

村の合併を促進することとあります。

昨年行われました地方制度調査会の答

申に基き、別途制度の改正を準備いた

しております。ただ、従来から問題と

されておりました。いわゆる既定財政規

模の修正、すなわち現行の地方財政計

画と、財政運営の実態との相違点の修

正につきましては、それが主として給

付金の減少額百十五億円等の減少

額が見込まれ、差引合計百十八億円の増加となつております。

次に歳出面の投資的経費の増減のお

だいま実施いたしております給与実態

調査の結果が判明し次第、給与の適正

化等に関する諸措置とともに行なうもの

とし、今は一応これを見送ることといたのであります。

以上のようないた前提のもとに、昭和三

十年度の地方財政規模を算定いたしま

した結果、その歳出規模は九千七百六

十一億五千余万円となり、昭和二十九

年度に比して約二十八億円を増すこととなります。

次に歳出面の消費的経費の増減の

ものについて簡単に御説明申し

上げます。先ず歳出面の消費的経費の

増加ですが、そのおもなるもの

は、一、本年度小、中学校合せて七十

七万余人の生徒児童の増加に対応して

必要な増加教職員の人員費及び物件費

の増加に要する経費の増加額五十四億円、二、一般職員及び教職員の昇給に伴

る経費の増加額七十二億円、三、公債

費の増加額百十八億円、四、警察制度

十二億円、不交付団体においては、そ

の収入の規模に応じて行なわれている財

政計画算入外の歳出規模九十八億円を

加えて二千六百四十億円、合計九千七

百六十二億円となつたのであります。

次に歳入面についての増減を申し上

げますと、一、地方税において自然増

収八十億円、税法改正による減収二十億円を含めて増収額五十一億円、二、入場譲与税法の改正、揮発油譲与税の廃止、地方道路譲与税の新設等に伴う譲与税の減収額二十七億円、三、地方交付税の増加額百三十三億円、四、たばこ専売特別地方配付金三十億円、五、義務教育国庫負担金、公共事業費補助金、失業対策事業費国庫負担金等の増減による国庫支出金の減少額十二億円、六、地方債の減少額百十一億円、七、競馬競輪の平日開催禁止、高等学校の生徒増等による雑収入の増減が差引六億円の減等であります。差し引き合計昨年度に比して五十八億円の増加であり、歳入の規模は地方交付税の交付團体において七千百二十二億円、不交付團体において二千六百四十億円、総計九千七百六十二億円となつておるのであります。以上が昭和三十一年度地方財政計画の大要であります。

最近の地方財政の状況はますますそ

の困窮の度を強め、多數の地方公共団体が財源の不足に呻吟いたしておりますことはまことに遺憾とすることであります。政府といたしましても、つとまざりながら対策として、過去における赤字の整理と将来にわたる赤字原因の根絶について検討を加えて参つたのであります。政府といたしましても、つとまざりながら対策として、過去における赤字の整理と将来にわたる赤字原因の根絶について検討を考慮しており、赤字原因の根絶につきましては、根本的には地方制度の改革を検討しつつ、可及的に行財政制度の改正を準備いたしておりますのであります。今後この地方財政の改善合理化に努め、もつて

将来的措置に対する基準をつちかつて参りたいと存じております。

以上御説明申し上げました。

○大矢委員長 次に財政部長より補足説明を求めます。後藤財政部長。

○後藤政府委員 ただいま大臣の御説明を補足いたしたいと思いますが、お手元に説明資料をお配りしてございましたので、大体その資料を中心にして簡単に申します。

本年の財政計画におきまして、昨年

の財政計画と変えました点をまず最初に申し上げたいと思います。今年の財政計画は、昨年の補正後の既定規模が引き合計昨年度に比して五十八億円の増加であり、歳入の規模は地方交付

税の交付團体において七千百二十二億

円、不交付團体において二千六百四十

億円、総計九千七百六十二億円となつておるのであります。以上が昭和三十一年度地方財政計画の大要であります。

最近の地方財政の状況はますますそ

の財政計画と変えました点をまず最初に申し上げたいと思います。今年の財政計画は、昨年の補正後の既定規模が引き合計昨年度に比して五十八億円の増加であり、歳入の規模は地方交付税の交付團体において七千百二十二億円、不交付團体において二千六百四十億円、総計九千七百六十二億円となつておるのであります。以上が昭和三十一年度地方財政計画の大要であります。

本年の財政計画におきまして、昨年

の財政計画と変えました点をまず最初に申し上げたいと思います。今年の財

政計画は、昨年の補正後の既定規模が引き合計昨年度に比して五十八億円の増加であり、歳入の規模は地方交付

税の交付團体において七千百二十二億

円、不交付團体において二千六百四十

億円、総計九千七百六十二億円となつておるのであります。以上が昭和三十一年度地方財政計画の大要であります。

最近の地方財政の状況はますますそ

の財政計画と変えました点をまず最初に申し上げたいと思います。今年の財

政計画は、昨年の補正後の既定規模が引き合計昨年度に比して五十八億円の増加がありま

す。以上が昭和三十一年度地方財政計画の大要であります。

最近の地方財政の状況はますますそ

の財政計画と変えました点をまず最初に申し上げたいと思います。今年の財

政計画は、昨年の補正後の既定規模が引き合計昨年度に比して五十八億円の増加がありま

す。以上が昭和三十一年度地方財政計画の大要であります。

九年度の基準財政需要額によりまして区分をいたしております。

第三の点は、交付團体の計画外の歳出の項を新設いたしております。これ

は一番下の行から二行目のところにC

として地方交付税の不交付團体における財政計画外の歳出というふうに書い

てあります。これは従来は超過財源の

額といふふうにしてそこで増減を一本

にしてやつておつたのであります。不

交付團体における税収入の規模に応じ

て財政計画における歳出の規模を越え

て行われておる歳出があるのであります

が、この歳出をここではつきりいたしていこう、こういう意味でここで従

来のやり方を新しく変えたわけであり

て行なわれておる歳出があるのであります

一人、中学校につきましては一学級について一・四人の増加がある、こうい

う計算で出しますと、小学校につきま

は五千百二十六人の増加が必要とい

ります。その小中学校の教員数の増に見合ひものをここに計上いたしたので

あります。教員の増は小中学校合せま

して二年間に大体二万八千人だけ整理を

します。五大市が二・五%それから市が二%整

理することになります。ことしは県、

五大市と一般市の分だけがことしの計画

になります。このうちで市が二%整

理することになります。このうちで市が二%整

度支払うべき公債費の総額は五百十億に相なります。五百十億のうち元金が二百三十四億、あと残りの二百七十億が利子ということに相なります。七項の人口等自然増加に伴う経費の増、これは人口が百十八万人ばかりふえますので、それに伴いましていろいろの物件費がふえて参ります。従来通りの計算で参りますと、約十四億一千三百五円の増加になります。このうち県が七億、市町村が六億くらいになります。それから次の選挙に要する経費の増減額、十七億四千万円、これは次にありまするよう地方選挙に要する経費、府県議会及び市町村の議員及び首長の選挙に要する経費であります。二十一億百万円、県の分が十二億、市町村の分は約八億であります。次の農業委員会等選挙関係経費の減三億六千万円、これは昨年は選挙がありませんたが、本年は選挙がございませんので、落ちてあるわけであります。次の市町村合併等に係る経常経費の減、これは市町村合併を行いますると経常経費が落ちて参ります。従来の実績を基礎にいたしますると、大体一町村五年間くらいに二百万円くらいの経常費が落ちております。これは人口三千くらいの町村が四ヶ町村くらい合併した場合を見ますと、大体六百万円ぐらいの経常経費が落ちております。それを町村で割りますと大体二百万円ぐらいの経費が節減されるわけであります。ところがこれは一度に落ちないで、年々だんだん大きく落ちて行くわけであります。その最初の合併の年は落ちませんが、翌年から少しずつ落

大体の合併町村につきまして調べたところでは、大体二十七億六千二百万円ぐらいは落ちるだろう、こういうことがあります。次の奄美群島に係る経費の計画算入による増、これは從来奄美群島に係る経費は財政計画の外に出しておりました。それをこのたびから財政計画の中に入れて参ります。從来は特別交付税でもって操作をいたしておりますが、特別交付税でなくて、奄美群島の経費の一部を特別交付税の形で処理しておつたのであります。それを今度は財政計画の中に入れ参つております。これは人件費が約七億、行政費が約三億、その他特別の需要が少しばかりござります。合せて十億六百万円、次の普通補助金の増減及び改廃に伴う経費の増減、これは国の補助金の整理が行わられておりまして、国庫補助金が普通補助金で昨年よりも十五億ばかり減つております。本年の普通補助金のうちの国庫補助金の総額は六百五十一億であります。昨年より十一億減つております。それに見合つところの地方負担は三百二十八億、去年よりも負担は少しふえております。總事業費は九百八十一億円、昨年よりも事業費全体としてはちょっと減つた程度になつております。總額としてはそちらであります。が、大きく減つたものを申しますと、生活保護の関係で國、地方を合せまして十億ばかり減つております。しかし児童保護の関係では逆に十一億ばかりふえております。各省で申しますと、通産省の関係が約七億ばかり申しますと、中小企業の関係でふえております。

市町村農業委員会の経費などにかがそらくして交付税の計算に入れる、これはあります。差し引きまして約二十億八千五百万円の財政需要が減るわけであります。

それから第三項の節減等に伴う経費の減、これは旅費、物件費及び交際費の節減額、これは國の方で旅費、物件費、交際費の節減を一五%やりますので、それに見合いまして地方団体でも同じような方式でもって節約いたしますと八十四億三千万円に相なります。それから次の寄付金等の抑制による節減額、これは法令に基かない寄付負担金の、地方の決算を見ますと相当ござります。そういうものの節減を二十四億九千四百万円見たわけであります。これは国に対する寄付ばかりではございません。國以外のものも含めております。國のもの以外は大体四分の一ぐらい減らせるといふことになつております。これに必要な法律的な措置をしなければなりませんが、それは再建築備関係の法律の中で、地方財政法の改正の規定を入れて指導していきたい、かように考えております。それから第三の地方行政事務費の簡素合理化による節減額、これは地方自治法の改正が今国会に提案されることになりまして、御審議を願うのでありますが、議会の常任委員会、その他の制度の合理化が盛られておりますので、これに見合ふものとして六億一千六百万円の減を立てたわけであります。合せまして、消

なるわけであります。次に投資的経費であります。投資的経費は、昭和二十九年度地方財政計画における財政規模は二千九百二十七億一千四百万円でありますたが、三十年度は逆に公共事業費等は落ちまして、従来より八十一億五千万円の減になります。

そのうちで公共事業費の増減であります。が、公共事業費は百三十四億七千七百万円減になつております。これは一般公共では五十六億六千七百万円、災害で七十八億一千万円の減になるわけであります。一般公共のうちで増減のはげしいものを申しますと、食糧増産費関係が、国の補助金も大きくなっています。一方で、公団ができます関係も減つて参ります。規模も落ちておりますので、その関係で、国の補助金及び地方負担を合せまして、二十四億ばかり財政需要が落ちて参ります。そういうものは大きいものでありますて、ほかの方の公共事業費の関係は多少出入りがあります。これは別表の中にこまかく書いてあります。

それから災害関係であります。災害関係は、二十八年度の災害が大きく落ちて参ります。公共災害で百五十三億ばかり、国の補助金及び地方負担が減つて参ります。その関係で、災害関係は大きく落ちて参ります。七十八億だけ落ちてくるわけであります。これは国のかくは、二十八年度の災害は本

じような計算をいたしますと、四十二億三千七百万円の事業量がふえてくる、こういう計算になります。これは、合併の年は一割くらい量がふえる、第二年は二割五分、第三年は三割五分、こういうふうにいたしまして、少しづつふえていくといふ計算であります。そういう計算になりますと、四千七百万円の増加になるわけであります。先ほど申しましたように、五年間の節約経費をもって新建設計画を立てて、こういう建前に立った計算であります。

次の奄美群島復興事業費、これは、従来は財政計画の外にありましたものを新しく入れたわけであります。本年

の復興事業費の総額は十九億八千二百

万円になつております。その公共団体

関係分が六億七千万円に相なりますので、その分だけをここに載せたわけであります。

それから次に、単独事業費等の節減額七十六億。単独事業費の総額は現在

七百三十六億でございますが、七百三十六億のうち、今年は歳入と歳出のバランスが合いませんので、やむを得ず

節減額七十六億を立てて参りたいといふことであります。そういたします

と、投資的経費の総額が二千七百六十億六千円であります。そこで、この二

百六十三億に相なるわけであります。

さらに、地方交付税の不交付団体における財政計画外の歳出、これは先ほ

ども申しましたように、従来は地方交付税を交付団体における超過財源といふうな格好で申しておりますが、それをこういふ言葉に直しております。

不交付団体だけの問題でござります

が、不交付団体は計画外の歳出をしているということであります。これを足

しますと、九千七百六十一億四千六百円の財政規模に相なるわけであります。

一方歳入の方を申しますと、歳入の方は、一番左が二十九年度の収入見

込額、その次が前年度との対比、三十

年度の分は三行目にございます。

地方税は、三十年度収入見込額は三千五百八十二億七千四百万円になつて

おります。これは二十九年度分より五十億八千三百萬円の増加になつております。

増加したものと減額したもの、これはあとに表がござりますのでごらん

いただきたいのであります。増加しましたものだけを申しますと、大きな

もののうちで大きなものは、県民税が四十七億、たばこが、これは県、市町

村合せまして三十二億、自動車税が十

二億、固定資産税が四十五億であります。

ふえて、個人事業税が三十九億減ります。それから旧法の税収入、古い税の

収入が、毎年滞納整理をやつております。

するので減つて参りまして、四十四億

をわけますと五十億の増額の内訳

は、県の方で三十二億ばかりふえま

す。町村の方でもやはり十八億ばかり

税がふえるということになります。

それから次の入場譲与税であります

が、これは百三十五億四千三百萬

円、この中には一入場税を國でとり

ます場合に、一割は國の収入分とする

ことになつております。その一割分十

億になつております。これは給与の関

係は七百二十四億であります。教材費

の関係が十二億ばかりあります。その

他の普通補助金は六百五十一億八千六

百万円、昨年より十五億二千六百万円

に当るわけであります。昨年よりは二十億七百万円減になります。

次の揮発油譲与税は、これはなくなりますのでゼロであります。しかし地

方道路譲与税がふえて参ります。金額は七十二億七千五百万円、これは平年

度になりますと九十四億になります。

ただまたいのであります。増加しましたものだけを申しますと、大きな

もののうちで大きなものは、県民税が四十億七千五百万円に増加いたしました。

この分を七十二億計上したわけであります。

税全體を見ますと、地方税では五十億ふえておりますけれども、譲与税

の方で二十五億減つて参りますので、

税全體としては二十四億しかふえな

い、こういうことに相なるわけであります。

次の地方交付税であります。これ

は千三百八十八億七千七百万円、これ

は法人税、所得税、酒税の三三%であ

ります。所得税、法人税、酒税の総額

は、国の予算では六千三百十二億六千

万円になつておりますが、それの二

三%という計算であります。

次のたばこ専売特別地方配付金三十

億、これはたばこ専売特別会計から交

付税特別会計の方に三十億円の繰り入

れがございます。繰り入れたものは、

地方交付税と同じような配り方をする

のであります。それが三十億円、

これは新しいものであります。

次の国庫支出金は二千七百九億六千

六百万円で、昨年よりも十二億一千八

億、これは過年度補助災害復旧事業七十二

億、これは過年度災害の地方負担の八〇%多くらいづけるものといたしまして

あります。そのほか度量衡の検定の手数料、

人口増に伴うところの手数料の増、

それから水利使用料の増加等を見込みますと約六億円の増加になります。

七十二億計上いたしました。

単独災害復旧事業四十七億、昨年は九十億ばかりであります。これは火災

でありますとか、過年度の単独災害復

旧事業であります。これは火災につきましては大体本年度事業量を基礎に

して額をきめたわけであります。四十

七億のうち約三十億が過年度災の負担

分であります。十七億が火災であります。

次の義務教育施設は百九億、昨年は百二十四億であります。このうち六・三割の分は二十六億、これは國の補助金に見合うもので約八割の充当率であります。

それから単独事業分、これは二十五万坪の老朽校舎の復旧事業分と、それから生徒増の分合せまして八十三億ということになります。

次の一般単独事業百億、これは百十億であります。これは一般の府県、市町村の単独事業分でございます。

次の現年度災害予備費及び退職手当充當金は六十五億円、このうちで現年災分が約三十五億、退職金に見合う分が三十億であります。退職金の起債は下にもございますが、合せて六十億ござりますが、財政計画上財源として見ることができますのは三十億だけといふことに考えております。

それから公営企業会計分は、電気事業分が百二十億、これは昨年は百億でございます。それから上下水事業分百十億、これは昨年は百億であります。あと百億であります。病院事業は十五億、昨年は十九億、交通事業は二十一億、昨年は二十億であります。その他が八十億であります。そこで公営企業分が二百七十四億になります。

次にその他というのがありますが、これは先ほど申しました退職金の三十五億円と、再建整備の政府資金分五十億、合せて八十億。以上全部を合せまして千百二十四億であります。

右の方の欄は、これを政府資金と公募に分けておりますが、政府資金が八百九十四億、昨年の政府資金の投資は八十三億ということがあります。

百九十億であります。公募債は二百三十億で、昨年はこれは二百億であります。百四十億であります。公募債は二百三十億で、昨年はこれは二百億であります。

す。

あとの数字は税収入の見込み額であります。先ほどこのうちで大きなものだけを申し上げたわけでございまして、以上簡単に御説明申し上げた次第でござります。

○大矢委員長 なおこの審査に当つては、資料をよく拝見してからいろいろ御質問したいと思います。

○北山委員 この地方財政計画について、資料をよく拝見してからいろいろ御質問したいと思うのですが、その前に、実は三十年度の地方財政計画について、昨年來いろいろな形で発表されておるわけであります。自治局の概算として発表されましたが、まだせんべつての新聞等には大体自治局としての確定案のようなものが発表されて、何回も段階を経て変つてきておるわけであります。そこでお伺いをしたいのであります。

○川島国務大臣 地方財政計画を作成するにつきましては、二十九年度の地方財政計画を基礎にいたしまして、それに基いて三十年度において当然減少し得る金額と当然増加する金額とを算出して、歳出の方をきめました。一方歳入につきましても、国の交付税並びに國庫支出金、地方税、雑収入、起債等いろいろ計算をいたして、ただいまお手元へ配った表を作成いたしましたのであります。二十九年度の地方財政計画に基いて当然の増減を計算いたしまして、約百四十億円前後の不足を来たしておりますのであります。この不足に對しておるわけであります。この不足につきましては、自治局当局といたしましては、単独事業の節約、補助事業の重点的施行による地方財政の軽減、地方行政機構の改正、事務機構の改正による節約等によって捻出するのですが、昨年の九月に自治局が昭和三十一年度の地方財政の計画概算として見積られた地方財政の計画概算として見積られた地方財政の規模と、それがせんべつて新聞等に発表されたところが、どういう案を作つておったのであります。それがせんべつて新聞等に発表されたものは、一兆三百億くらいというお話をございましたが、これは規模は正を行ひました際の財政規模でございます。

○後藤政府委員 御質問の第一点の、昨年の九月に予想いたしました財政規模は一兆三百億くらいというお話をございましたが、これは規模は正を行ひました際の財政規模でございます。

○後藤政府委員 二十八年度の決算は一兆七百億と私申したことがあるかも知れませんが、一兆二百億くらいじゃなくらかだと思います。これは洗つてみます。たしか一兆二百億くらいだと思ひます。そのときの財政計画は九千五百億くらいになつております。

○後藤政府委員 二十八年度の決算は一兆七百億と私申したことがあるかも知れませんが、一兆二百億くらいじゃなくらかだと思います。これは洗つてみます。たしか一兆二百億くらいだと思ひます。そのときの財政計画は九千五百億くらいになつております。

○後藤政府委員 二十八年度の決算は一兆七百億と私申したことがあるかも知れませんが、一兆二百億くらいじゃなくらかだと思います。これは洗つてみます。たしか一兆二百億くらいだと思ひます。そのときの財政計画は九千五百億くらいになつております。

○後藤政府委員 二十八年度の決算は一兆七百億と私申したことがあるかも知れませんが、一兆二百億くらいじゃなくらかだと思います。これは洗つてみます。たしか一兆二百億くらいだと思ひます。そのときの財政計画は九千五百億くらいになつております。

○後藤政府委員 二十八年度の決算は一兆七百億と私申したことがあるかも知れませんが、一兆二百億くらいじゃなくらかだと思います。これは洗つてみます。たしか一兆二百億くらいだと思ひます。そのときの財政計画は九千五百億くらいになつております。

うな各種の方法によつて、地方においては、自治廳と大蔵省等との間におきまして、地方財政計画を作成するに当つて、いろいろ交渉にめんどうな問題があつたといふうに伝えられておりま

すが、その経過につきまして大臣及び財政部長からお話を願いたいのであります。

は、自治廳と大蔵省等との間におきまして、地方財政計画を作成するに当つて、いろいろ交渉にめんどうな問題があつたといふうに伝えられておりま

すが、その絏過につきまして大臣及び財政部長からお話を願いたいのであります。

百億ばかりが減ったことになつております。

○北山委員 二十八年度の決算は、私たる報告書によれば一兆六百九十七億、この三月の二十五日に国会に報告をして、歳出の規模がそうなつておらず、決算額がそうなつております。ですから、一兆七百億くらいになると思うのです。が、とにかくこれは別としましても、三十年度の財政計画の実態と大体その程度の開きがあるということは、自治府としてもお認めになつておるようであります。

そこで財政計画の意味についてであります、先ほど川島長官は、これは単なる地方財政の推定である、あるいは方向を示すだけのものである、かようなお考えを申されましたが、そのようにお考えでありますか。

○川島国務大臣 先ほど私がお答え申し上げた意味で財政計画を作つております。

○北山委員 それは大蔵省の方のお考えであつて、自治府の方でもそういうふうに考えておるのでですか。地方財政の大体の大きさなりあるいは見込みといふものを、ただ数字の上に出したのだというふうな非常に軽い意味で地方財政計画をお考えになつておる。これは最近大蔵省側ではそういうふうな考え方を持つており、従つて国が地方財政に対するたとえば交付税なりあるいは補助金なりあるいは地方債なり、そういうものの性質とは全然別個のものであるといふふうなことを大蔵省で言つておるよう伝えられておりますが、それと同じ考え方を川島長官はお持ちになつておられるでしようか。

○川島国務大臣 交付税につきましては平衡交付金時代と性格が全く違いますして、先ほども御返事申し上げたのですが、平衡交付金時代でありますと、大体財政計画を作りまして、その不足分は平衡交付金で見るという建前でありますましたが、交付税の制度になりましてからは、国税の二二%とはつきり交付金がきまっておりまして、それにある程度の地方債を認めて、その範囲内において地方でもつて財政上のあんばいをする、こういうのであります。この地方財政計画といふものは、決して軽い意味ではないのであります。これは地方で財政計画をするなり、財政運用をする一つの基準を示す意味において必要である、かようには考えておりますけれども、平衡交付金時代とはその性質が違うということを申し上げるわけであります。

不足額と交付税の総額とが異なった場合にはやる、こういう考え方でありますので、足らなかつたからすぐそのまま自動的に交付税の率を変更するという建前にはなつてないという意味であります。

は、國の方がやはり大きな責任を持つておるのであり、従つて地方財政計画といふものは、そういう意味において國の立場から地方財政に対するいろいろな措置を考える場合に必要だから作るのだということは当然のことだと私は思うのですが、大臣はどういうふうにお考えですか。

するような措置を考えられて作つたものであるかといふのです。過去の赤字ではございません。

○川島國務大臣 三十年度の地方財政計画の表におきましては、一応赤字の出ないことを期待して作つておるでのありますするけれども、しかし先ほど来てお話し申し上げておる通り、実際の地方財政計画に基いた財政規模と現実の財政規模との間には、二十八年度においても、二十九年度においても相違があるのでありますから、これは決算においてあるいは赤字が出るかもしれませんけれども、私どももいたしましては、一応三十年度の財政計画においては赤字が出ないと考えてやつておるわけであります。

○北山委員 この問題を追及していくば問題はたくさんございますが、時間も要りますので、まだあらためてやることにします。ただ申し上げておきたいのは、ことしの三月二十五日に内閣総理大臣から衆議院議長に出されました報告書の中に、赤字原因として列挙されたおるものがあるはずでございます。ただいまお話をのような人件費の負担が多いとか、あるいは国庫補助の率が低いとか、あるいは災害の復旧のために非常に地方財政が苦しいとか、いろいろ赤字原因があげてあるわけです。従つて、赤字を除去するということであるならば、そういうふうな原因を一つ一つ、たたつたつでもいいからこの財政計画において、あるいは今後の財政措置によつて、この赤字の原因を解消するような措置が考えられておるかといふことでございましたが、この問題についてはさらに別にお聞きをすることにいたします。

なおこの機会にお尋ねをしておきま  
すが、この財政計画に関連をする地方  
税法、あるいは自治法、あるいは再建  
整備に関する法案等は、大体どういう  
順序で、いつこうお出しになる予定で  
ございますか。

○川島國務大臣

ただいま関係各省間  
と折衝中でありますて、一日も早く折  
衝を終りまして、提案して御審議を願  
いたい、かように考えております。

○北山委員

このうちで地方税法の改  
正案は、これは堂々と新聞に発表に  
なつたわけであります、そのうち遊  
興飲食税の部分については、民主党の  
政調会の意見を取り入れて、大体現行  
通りやるといふふうにも伝えられてお  
りますが、その通り考えてよろしく  
ござりますか。

○川島國務大臣

このうちで地方税法の改  
正案は、これは堂々と新聞に発表に  
なつたわけであります、そのうち遊  
興飲食税の部分については、民主党の  
政調会の意見を取り入れて、大体現行  
通りやるといふふうにも伝えられてお  
りますが、その通り考えてよろしく  
ござりますか。

○川島國務大臣

遊興飲食税につきま  
しては、税率を下げまして、しかも現  
在の収入を確保するため、公給領取  
書制度をとらうという案があつたので  
あります、公給領取書の実行につき  
ましては、相當疑問がありますので、  
はたしてこれが確実に行われるかどうか  
かということについては、検討を要す  
る点があるので、一応これを取りやめ  
たわけでござります。従いまして、遊  
興飲食税につきましては、現行通りに  
いたずつもりであります。

○北山委員

次に、この財政計画の内  
容にもあります、地方団体の寄付金、  
負担金の抑制の問題であります。こ  
れはこの前にも西田前長官からお話  
があり、鳩山内閣の一つの公約のよう  
なものであります。たしか開議でもつ  
てその方針も決定されているよう聞  
いております。ところが先ほどのお話  
でござりますと、再建整備の法案の中  
にこれを入れるだとうよなお話

にこれを入れるんだとうよなお話  
でござりますが、なぜ地方財政法その  
ものの改正でもつてお出しにならない  
のか、なぜ再建整備の法案の中ではこれ  
を処理するといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

○川島國務大臣

再建整備を施行する  
団体だけにやるのはありませんで、  
全体の地方団体に對してこれを実行さ  
せるつもりであります。必要なならば法  
的措置をするつもりであります。

○後藤政府委員

寄付、負担金の抑制  
の措置は、もちろん地方財政法の問題  
でござります。従つて、地方財政法だ  
けを切り離してやるべきかと思います  
けれども、再建整備団体との関連の問  
題がござりますので、再建整備關係の  
法律の中に入れまして一緒に御審議を

されど、私は考え方間違つてゐると思  
います。

○後藤政府委員

御意見よくわかるの  
ですが、私どもの財政法を改正いたし  
たい点を申し上げますと、まず第一は  
起債の問題であります。現在起債につ  
きまして、こまかい規定を置いており  
ます。私は考へ方が間違つてゐると思  
いますが、重ねてお伺いします。

○後藤政府委員

国や府県、市町村がそれぞれ財源がき  
まつておりますから、その範囲でもつ  
て、自分の権限に属する仕事をやる  
だとうよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするという意味があるわ  
けでありますから、単に赤字再建整備  
というよな中に突っ込んで、寄付  
金、負担金の問題を規定するというの  
は、私は考へ方が間違つてゐると思  
いますが、重ねてお伺いします。

れは長い間の恒久的な改正法ではなく  
て、やはり臨時的な改正法という考え

であります。これらの改正もそのほ  
どいよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

○川島國務大臣

地方制度調査会の答  
申は、これを参考にいたしまして、政  
府の責任において立案いたしまして御  
審議を願うことになるのであります  
が、大臣はどういうふうにお考へで  
ありますか。

○川島國務大臣

れぞれみな變つてきております。従つ  
て現在の小委員会といふものは、いわ  
ば前の申し合せによる審議の進行では  
ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

れぞれみな變つてきております。従つ

て現在の小委員会といふものは、いわ

ば前の申し合せによる審議の進行では

ないよな責任、それから負担の  
範囲を明確にするといふのであるか、その点  
を承わりたいのであります。

素化を推進するということを第一に大臣がうたつておりますが、これによって本年どれくらいの節約になるか、これを一つ資料としてはつきり出していただけるかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○後藤政府委員 お答えいたします。行政事務の簡素化、合理化によりますものは大体六億でございまして、これ

は十月ごろから手をつけますと半年分といふことになります。本年度はそう

大きく落ちませんので六億ぐらいしか見ておりません。この内訳は後ほど皆

さんにお配りいたしたいと考えております。

○中井委員 これについてできるだけ

詳細な資料を一つお願ひしたいと思うのです。と申しますのは、これは叫ばれてからずいぶん長くなるのであります

が、具体的にはつきりときました段階にまではなかなかない、今川

島さんのお話を伺つてそういうことを感じたのであります。これはしかし小手先の細工ではなくて、そのうまいと思ひたのですが、一つ資料をお願いをいたしたい、かように考えます。

それから先ほどの北山さんのお尋ねにちよつと関連をする寄付金の問題であります。これが私考え方をはつきりとさせていただきたいと思うのであ

ります。寄付金には国や府県に対する市町村の寄付金、それからそれ以外の青年会、婦人会に対する寄付金などです。そうしてそのことはこれまでたび言いましてもなかなか実現を見

ない、しかも法律にははつきりと書い

てある問題は、私はこれを府県や市町村にいくら言つたところでなかなか改めないと思う。政府自体の問題だと思ひます。どうぞ政府自体にただけるかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○後藤政府委員 お答えいたします。

行政事務の簡素化、合理化によります

は十月ごろから手をつけますと半年分

といふことになります。本年度はそ

う大きく落ちませんので六億ぐら

いしか見ておりません。この内訳は後ほど皆

さんにお配りいたしたいと考え

ております。

○中井委員 私お尋ねしているのは再

建整備法の中にもそんなものを組んだと

ころで何にもなりません。国や県の機

関そのもの、政府でありますから政府

機関が下部に対し寄付を強要しては

ならないということ、このことを明白に

行政措置としてやられる必要がある。

それでとまらぬのならば罰則でも一つ

作つたらどうですか、そういうことを

私はお尋ねするのであります。大臣の

見解を伺いたい。

○後藤政府委員 先ほどお尋ねいたしま

した地方財政法の改正の規定の中に、

お話のような点の規定を入れたいと思

います。今の財政法の規定では強制割

定をしてはいけないという上からの規

定はございますが、出してはいけない

といふ規定はないのであります。すこ

から任意寄付といふ格好で出してい

る、これを下から押さえなければ、つま

り地方団体は出してはいけないと

ります。そういう規定を置くと同時

てある問題は、私はこれを府県や市町村にいくら言つたところでなかなか改めないと思う。政府自体の問題だと思ひます。どうぞ政府自体に對して寄付を強要するというようなことのないように、これについて一片の通牒では私はだめだらうと思うのであります。もつとはつきりした態度をつ示していただいたらどうかと思うのであります。もつとも寄付を強要するという見地から、川島さんの意見をちょっと伺つてみたいと思います。

○川島國務大臣 ただいまのお話ごもつともあります。新建築整備法の中にはつきり規定するつもりであります。

○中井委員 私お尋ねしているのは再

建整備法の中にもそんなものを組んだと

ころで何にもなりません。国や県の機

関そのもの、政府でありますから政府

機関が下部に対し寄付を強要しては

ならないということ、このことを明白に

行政措置としてやられる必要がある。

それでとまらぬのならば罰則でも一つ

作つたらどうですか、そういうことを

私はお尋ねするのであります。大臣の

見解を伺いたい。

○後藤政府委員 先ほどお尋ねいたしま

した地方財政法の改正の規定の中に、

お話のような点の規定を入れたいと思

います。今の財政法の規定では強制割

定をしてはいけないといふ上からの規

定はございますが、出してはいけない

といふ規定はないのであります。すこ

から任意寄付といふ格好で出してい

る、これを下から押さえなければ、つま

り地方団体は出してはいけないと

ります。そういう規定を置くと同時に

あります。先ほど申しましたように実質の赤

字のあります団体につきましては、市町村、府県それぞれ財政需要額の一定

ではないかと思うのであります。それが、そこ

に一応地元債の現況を報告してもらいたい。そういうことを資料として一つ

を、この際要求いたしておきます。

十一億と書いてあります。二十九年

度の推定が一体どのくらいになつてお

るのか、これを一応出しておいてもらいたいと思います。

もう一つは二十九年度の地方債の現

況であります。先ほど申し上げました

のは公募債の実績であります。今度は地

方債の国の負担分を一応どのくらい消

化されておるか出しておいてもらいたい

と思います。それからなおそれの事

業別を一つ出しておいてもらいたいと

思います。このことの資料をいただきたい

と思いますことは、今度の計画の

際によく考究いたします。

○川島國務大臣 私はお考えに全く同

感であります。そういう措置をした

いと考えまして、地方財政法なり再建

整備促進法の中に、それを盛り込もう

と思つておるのであります。なお私は

どもの考えで不十分の点がありますけれ

ば、御意向も取り入れて、今後提案の

わけであります。

○中井委員 私が申し上げておるまた

算意見を伺つておることお答えがどう

もちくはぐなんですが、私どもが言

いたいことは、たとえば検査を五百

万円で新築する、ところが予算が足り

ないのであと二百万円かかるが、これ

は関係の府県、市町村に一つ寄付を頼

むという形で、これまで國家機関が寄

付を下部機関であります府県、市町村

に強要をいたしております。形の上で

は寄付採納伺いといふのをとりまして

やっておりますけれども、裏から見る

と、実質上はもう強制寄付なのです。

この市では幾ら、この村では幾ら、人口比率で行くとかなんとかいうことで

やつておられますけれども、裏から見る

と、実質上はもう強制寄付なのです。

これは年度内に支給されておるかどうか

かが財政計画に大きな関係を持つてお

りますので、それを一つ明細に出して

いただきたい。

それは年度内に支給されておるかどうか

かが財政計画に大きな関係を持つてお

りますので、それを一つ明細に出して

いただきたい。

それは年度内に支

○後藤政府委員 今のお要求の資料のうち、二十九年度の公募債で、はつきりわかつておりますのは市場公募がわかつております。総故募集の分は五月の終りまでに大体話をつけるわけでありまして、各地方団体とも最後の折衝をやつておりますし、今のところどのくらい消化できないものがあるかということがわかりかねるものがありますので、これはもうちょっと先の方がいいのじやないかと思います。今調べましたとしても消化できないという数字が集まりますか、またところによつては逆にそれは消化しますとか、資料の要求の仕方によつて、非常におかしな数字が出てきますので、當てにならない数字になるかと思います。従つてこれはちょっとと今のところわかりかねます。

二十九年度はござります。二十九年度は一番公募債の額が多かつた年であります、二十九年度はちよつと今のところ集める段階になつております。これは御勘弁を願いたいと思います。

あとの方の国庫補助金なんかにつきましても、やはり二十九年度の分は、四月の終りまでに出せばいいといふ考え方を持つておるところが各省にございまして、特に農林なんかの補助金は四月になつて出るところが相当ござります。その行方がどういうふうになつてゐるのかといふことは、実は私ども困つております、三月の資金繰りのときにもやましく申しまして、早く出せばいいと言つておつたのであります。が、たしか三月の十日ごろ現在で二、三百億の補助金が残つております。そしてそういう話をしますと、やはり四月の終りまでに出せばいいのだといふ氣持がありまして、なかなか出してく

れなかつたのであります。大体は全部集計ができるかどうか調べてみますから、ちょっと時間がかかるかと思ひます。

○門司委員 今のお話ですが、私はその通りだと思います。その通りだと思いますが、私が頼んでおりますのは、たとえば補助金にしてもそういうことになつておるから、自治体は一応全部これを立てかえ払いするか、あるいは翌年度に繰り越す以外にないのであります。ここに自治体の赤字の一つの大

きな原因があるのです。しかも地方自治体は実情に沿わないごくわずかな補助金をもらうのを當てにして仕事をした、それを払わなければ来る年度に繰り越すということで、正しい赤字の数字が出ていないと思います。ここに地方制度についての一つの大きな欠陥がある。この欠陥を是正するには、現実の姿を知らなければ、次の補助金などで財政計画をやつてみたところで、赤字の解消にはなりやしない。毎年これを繰り返していくれば、赤字ができるばかりです。赤字を誘発する。今のやり方は赤字の誘い水みたいなものです。だからできるだけこれを各省に話をしておきたいと思います。

○北山委員 私も資料を一、三お願ひしておきます。それは先ほどお話を寄付金、負担金ですが、その調査をなし行政管理庁でやつておるはずであります。これはまだ全部そろわないと思ひますが、そろつただけでもけつこうでございますから、なるべく早くお出しを願いたいと思います。

それでは本日はこの程度にいたしまして、次会は公報をもつてお知らせすることにいたします。これをもつて本日は散会いたします。

午後三時三十三分散会

れなかつたのであります。大体は全部集計ができるかどうか調べてみますから、ちょっとと時間がかかるかと思ひます。

○門司委員 今のお話ですが、私はその通りだと思います。その通りだと思いますが、私が頼んでおりますのは、たとえば補助金にしてもそういうことになつておるから、自治体は一応全部集計で将来の赤字がなくなるという方針を立てるには、やはりこれらの実績を見なければ、ほんとうの計画はなかなか立ちかねると思うのです。だから翌年度に繰り越す以外にないのであります。ここに自治体の赤字の一つの大

きな原因があるのです。しかも地方自治体は実情に沿わないごくわずかな補助金をもらうのを當てにして仕事をした、それを払わなければ来る年度に繰り越すということで、正しい赤字の数字が出ていないと思います。ここに地方制度についての一つの大きな欠陥がある。この欠陥を是正するには、現実の姿を知らなければ、次の補助金などで財政計画をやつてみたところで、赤字の解消にはなりやしない。毎年これを繰り返していくれば、赤字ができるばかりです。赤字を誘発する。今のやり方は赤字の誘い水みたいなものです。だからできるだけこれを各省に話をしておきたいと思います。

○北山委員 私も資料を一、三お願ひしておきます。それは先ほどお話を寄付金、負担金ですが、その調査をなし行政管理庁でやつておるはずであります。これはまだ全部そろわないと思ひますが、そろつただけでもけつこうでございますから、なるべく早くお出しを願いたいと思います。

それでは本日はこの程度にいたしまして、次会は公報をもつてお知らせすることにいたします。これをもつて本日は散会いたします。

午後三時三十三分散会

それから補助金と見合いの地方負担の関係、つまりことしの政府予算一般会計の公共事業費あるいは食糧増産対策費に見合う地方負担がどれくらいあるか、これは資料が当然あるはずでありますから、この資料をお願いします。

○大矢委員長 この際私からもお願いしておきます。例の財政計画に最も關係の深い地方税法、それから地方財政法の一部改正があるのは地方財政再建法か何か知らぬがそういうもの、さらに地方自治法の改正、これは最も

利息だけは年度内に払つておつて、金

はあとから借りるといふことはありましたが、大体の予定といふことはあります。

○川島國務大臣 地方税法はすぐ御提案するようになります。閣議も決定しておりますから。それからほかのものは、最終は今月の三十一日までに全部出すつもりであります。それまでに配しておりますのは、三十年度の財政

がなければいいでいい、集まるだけでいいのです。私は何も無理なものをお求しよとは言いません。集まつたものでいいと思いますが、われわれが心配しておりますのは、三十年度の財政計画で将来の赤字がなくなるという方針を立てるには、やはりこれらの実績を見なければ、ほんとうの計画はなかなか立ちかねると思うのです。だから翌年度に繰り越す以外にないのであります。ここに自治体の赤字の一つの大

きな原因があるのです。しかも地方自治体は実情に沿わないごくわずかな補助金をもらうのを當てにして仕事をした、それを払わなければ来る年度に繰り越すということで、正しい赤字の数字が出ていないと思います。ここに地方制度についての一つの大きな欠陥がある。この欠陥を是正するには、現実の姿を知らなければ、次の補助金などで財政計画をやつてみたところで、赤字の解消にはなりやしない。毎年これを繰り返していくれば、赤字ができるばかりです。赤字を誘発する。今のやり方は赤字の誘い水みたいなものです。だからできるだけこれを各省に話をしておきたいと思います。

○大矢委員長 この際私からもお願いしておきます。例の財政計画に最も

關係の深い地方税法、それから地方財

法の一部改正があるのは地方財政再建

法か何か知らぬがそういうもの、

さらに地方自治法の改正、これは最も

關係が深いですが、これは大体いつごろ出る予定ですか。今北山君の質問に